

TAX NEWS

—災害被害時に使える雑損控除・災害減免法—

平成30年は非常に自然災害が多い年となりました。特に西日本では甚大な被害に遭った地域が多く、今もなお爪痕が残っています。準備をしても被害を受けてしまうこともあります。災害に遭った際に適用できる【雑損控除】と【災害減免法】という税金の制度がありますので、今回はこちらの制度をご紹介します。

雑損控除と災害減免法を比較すると以下ようになります。

損失の発生原因	雑損控除(所得税法)	災害減免法	
	災害、盗難、横領による損失が対象となります。	災害による損失が対象となります。	
対象となる資産の範囲等	住宅及び家財を含む生活に通常必要な資産が対象となります。	住宅及び家財が対象となります。 (損害金額が住宅又は家財の価額の2分の1以上であることが必要です。)	
控除額の計算又は 所得税の軽減額	雑損控除の金額は次の①又は②のうちいずれか多い方の金額です。 ①損害金額(※1)-所得金額の10分の1 ②損害金額のうち災害関連支出(※2)の金額-5万円	その年分の 所得金額	所得税の軽減額
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	2分の1軽減
		750万円超 1000万円以下	4分の1軽減

※国税庁HPより引用

※1 損害金額とは、資産に生じた損害の金額から保険金や損害賠償金などによって補填される金額を控除した金額です。

※2 災害関連支出とは、災害により滅失した住宅、家財などを除去する為の費用です。災害関連支出のうち、損壊・価値の減少を防止する為の支出については、災害のやんだ日から1年以内に支出したものが対象となります。

雑損控除は、3年間控除を繰り越すことができます。ただし、適用を受けるには確定申告が必要です。確定申告書に損害を受けた原因や日付、被害金額を記載し、給与所得の源泉徴収票、災害時に関連したやむを得ない支出の金額の領収書、罹災証明書を提出すれば受けることができます。

災害減免法は、雑損控除よりも控除又は免除される金額が大きいです。所得が1,000万円超の方は利用できません。また雑損控除とは異なり繰越はありません。こちらも確定申告が必要で提出書類は損害金額の明細書のみです。損害金額が1年で控除できない場合は、損害金額の繰越ができる雑損控除を選択する方が有利になります。被害に遭われた際は、こういった所得税の控除・減免を受けられるということを覚えておいていただき、確定申告で忘れず申請をしてください。

また、この他にも市区町村によって固定資産税、都市計画税、自動車税などが減免される制度もあります。内容は市区町村によって異なり、こちらは災害のやんだ日から申請期日までの日数が短い点等に注意していただく必要があります。利用できるのであれば是非利用して、負担を少しでも軽減していただければと思います。

確定申告の申告時期が近づいてきましたので、上記を含めお気軽に弊所担当者へご相談ください。

(文責 岡崎 優一)